令和2年9月9日

各加盟剣道連盟会長　様

一般財団法人北海道剣道連盟

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン(追加説明)

標記について令和2年7月8日付の「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」にて通知しておりましたが、面マスクとシールド(面に装着するシールド)の着用についての説明に、一部分かりづらい表現がありましたので念のため下記の通り改めてお知らせいたしますので周知願います。

記

1. 【受審にあたって】の３にて、面マスクについて説明しておりましたが、シールド(面に装着するシールド)についても着用するように願います。
2. 全剣連の対人稽古に係るガイドラインではこのシールドは60歳以上が必須、それ以外は推奨とされています。しかしながら道剣連のガイドラインにおいては、シールドと面マスクの両方の着用をするように願いしています。
3. 審査会の実技審査時においては、道剣連の対人稽古のガイドラインと同様に両方の着用をするようにお願いいたします。
4. シールドの種類は、下部の口の部分に装着する物とし、目の部分及び全体を覆う物までを求めるものではありません。

以上